（燃料油消費実績報告履行確認書の備置き）

第十二条の十七の十六　燃料油消費実績報告履行確認書の交付を受けた船舶所有者は、当該船舶内に、燃料油消費実績報告履行確認書を備え置かなければならない。

（燃料油消費実績報告履行確認書の再交付）

第十二条の十七の十七　船舶所有者は、燃料油消費実績報告履行確認書を滅失し、紛失し、又は毀損した場合は、燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2　前項の燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書は、第一号の十七様式によるものとする。

3　第一項の燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書には、燃料油消費実績報告履行確認書（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4　燃料油消費実績報告履行確認書を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した燃料油消費実績報告履行確認書は、その効力を失うものとする。

（燃料油消費実績報告履行確認書の書換え）

第十二条の十七の十八　船舶所有者は、燃料油消費実績報告履行確認書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2　前項の燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書は、第一号の十八様式によるものとする。

3　第一項の燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書には、燃料油消費実績報告履行確認書を添付しなければならない。

4　第一項の規定により燃料油消費実績報告履行確認書の書換えを受けようとする事項が船舶国籍証書又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第十三条、第十五条若しくは第十六条に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

（燃料油消費実績報告履行確認書の返納）

第十二条の十七の十九　船舶所有者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する燃料油消費実績報告履行確認書（第四号の場合にあつては、発見した燃料油消費実績報告履行確認書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一　船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二　船舶が法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であつて総トン数五千トン以上のものでなくなつたとき。

三　燃料油消費実績報告履行確認書の有効期間が満了したとき。

四　燃料油消費実績報告履行確認書を紛失したことにより燃料油消費実績報告履行確認書の再交付を受けた後、その紛失した燃料油消費実績報告履行確認書を発見したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、船舶が燃料油消費実績報告履行確認書を受有することを要しなくなつたとき。

（船級協会の確認等）

第十二条の十七の二十　法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者（第三十七条の三の八第五項、第七項及び第八項並びに第三十八条第一項において「船級協会」という。）が同項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の規定により承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に従つて行われたことについて確認をし、及び燃料油消費実績報告履行確認書に相当する書面を交付したときは、当該確認された報告及び交付された書面は、それぞれ地方運輸局長が確認をした報告及び交付した燃料油消費実績報告履行確認書とみなす。

第十二条の十七の二十一～二十三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第十二条の十七の十五～十七　（略）